

審 査 基 準 整 理 票

処分名	歴史博物館企画展示室の使用料の減免		
根拠法令名	大津市歴史博物館条例	(条項) 第 7 条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則	(条項) 第 4 条第 1 項及び第 3 項	
所管部署	市民部 歴史博物館		
標準処理期間	7 日	法廷処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 <input type="text"/> 】 ・掲載図書等 【 <input type="text"/> 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部掲載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ掲載 <p>【根拠法令】</p> <p>○大津市歴史博物館条例 (観覧料及び使用料の減免) 第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準法令】</p> <p>○大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則 (使用料の減免) 第 4 条 教育施設の使用料は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合 全額</p> <p>(2) 公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合(博物館の企画展示室を使用する場合を除く。) 全額</p> <p>(3) 市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。)及び児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園(幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所であるものを除く。)が実施する事業に使用する場合 全額</p>			

2 (省略)

3 前2項に定めるほか、教育施設の使用料を特に減免する必要があると認める場合及びその額は、その都度市長が定める。

(減免の申請)

第5条 教育施設の使用料の減免を受けようとする者は、所定の教育施設の使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。